

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に関する 意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

その上、文部科学大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配定数の増や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、平成18年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、政府におかれては、令和4年度政府予算編成において、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配定数の増や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の基準を下回る学級編制基準とする弾力的な運用ができるよう加配定数の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月24日

尼崎市議会議長

関係大臣あて